

令和5年度

旭川農業水利事業

あいののダム施工技術検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

旭川農業水利事業あいののダム施工技術検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

### 第1-2条

この業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修されるあいののダムの堤体腹付盛土の施工管理結果及び観測計器挙動計測結果の分析と評価を行うとともに、ダム基礎地盤判定資料及び農業用ダム技術検討委員会の資料作成を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

業務位置は、秋田県横手市山内平野沢地内他で別添1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

### 第1-4条

現地調査のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

### 第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

### 第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

博士（農学）		
農業水利施設機能総合診断士		
農業水利施設補修工事品質管理士		

（照査技術者）

第1-7条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		
農業水利施設機能総合診断士		
農業水利施設補修工事品質管理士		

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1-9条

共通仕様書1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

（保険加入）

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

らない。

(関連工事)

第1-11条

本業務における関連工事は、下記のとおりであり、監督職員及び関連工事の監理技術者と連携を密にし、互いに協調を図るものとする。

番号	工事名	工事実施期間
1	令和4年度～令和6年度 旭川農業水利事業 あいののダム改修その他工事	R4.4.15 ～ R7.3.10

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計の基本的事項に関しては、次表の図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 設計 ダム	農業土木学会	H15.4

(貸与資料等)

第2-2条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
報告書	平成26年度 旭川地区あいののダム基本設計業務	1部
	平成26年度 旭川地区あいののダム耐震性能照査その他業務	1部
	平成29年度 あいののダム実施設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔調査設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔ゲート設備調査設計業務	1部
	平成30年度 あいののダム実施設計(その2)業務	1部
	平成30年度 あいののダム附帯施設調査設計業務	1部
	平成31年度 あいののダム実施設計(その3)業務	1部
	令和2年度 あいののダム実施設計(その4)業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム実施設計(その5)業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム技術協力業務	1部
その他	国営旭川土地改良事業計画書	1部
	令和4年度～令和6年度 あいののダム改修その他工事 特別仕様書及び図面	1部

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

(貸与資料の取扱い)

## 第2-3条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

## 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

### 第3-1条

#### 1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別添2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目	作業数量
1 準備作業	1式
2 ダム堤体の観測計器挙動計測結果の分析・評価	1式
3 ダム基礎地盤判定資料のとりまとめ	1式
4 農業用ダム技術検討委員会の資料作成	1式
5 照査	1式
6 点検とりまとめ	1式

#### 2 観測計器等の対象数量

(1) 本業務で対象とする観測計器は次のとおりである。

計器名	数量	摘 要
表面変位計	12点 (最大観測数)	施工状況により観測可能点が増減する。
水位観測孔	7孔 (最大観測数)	施工状況により観測可能点が増減する。
浸透量	3系統 (最大観測数)	施工状況により観測可能点が増減する。

(2) ダム基礎地盤のスケッチ等については、令和5年度の施工範囲を対象とし、面積は、地山面として850m<sup>2</sup>、堤体掘削面として4,100m<sup>2</sup>とする。対象範囲は別添3「スケッチ等範囲図」のとおりである。

なお、対象範囲に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(設計作業の留意点)

### 第3-2条

- 1 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 2 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3 作業にあたっては、作業の順序、方法、作業内容の詳細について監督職員と十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 4 農業用ダム技術検討委員会については、令和5年9月に開催する予定としている。

(業務の成果品質確保対策)

### 第3-3条

契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### 1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

ア 設計条件・前提条件

イ 業務計画の妥当性

ウ スケジュール

エ 設計変更内容

オ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

#### 2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

#### 3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

- 4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- 5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務管理)

#### 第3-4条

情報共有システムの業務について

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

#### 第4章 打合せ

(打合せ)

##### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- |     |                           |
|-----|---------------------------|
| 初回  | 作業着手の段階                   |
| 第2回 | 中間打合せ（令和5年度ダム堤体盛土工事着手前段階） |
| 第3回 | 中間打合せ（ダム基礎地盤判定資料とりまとめ段階）  |
| 第4回 | 中間打合せ（令和5年度ダム堤体盛土工事完了段階）  |
| 最終回 | 報告書原稿作成段階                 |

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

##### 第4-2条

第4-1条に示す打合せに加え、次の段階で行う打合せ等に参加するものとする。

- 1 令和5年度農業用ダム技術検討委員会に係る事前打合せ（令和5年7月に開催予定）
- 2 令和5年度農業用ダム技術検討委員会幹事会（令和5年8月に開催予定）
- 3 令和5年度農業用ダム技術検討委員会（令和5年9月に開催予定）

#### 第5章 成果物

(成果物)

##### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

## 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

### 第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- 2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- 3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- 4 履行期間の変更が生じた場合。
- 5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- 6 その他

## 第7章 定めなき事項

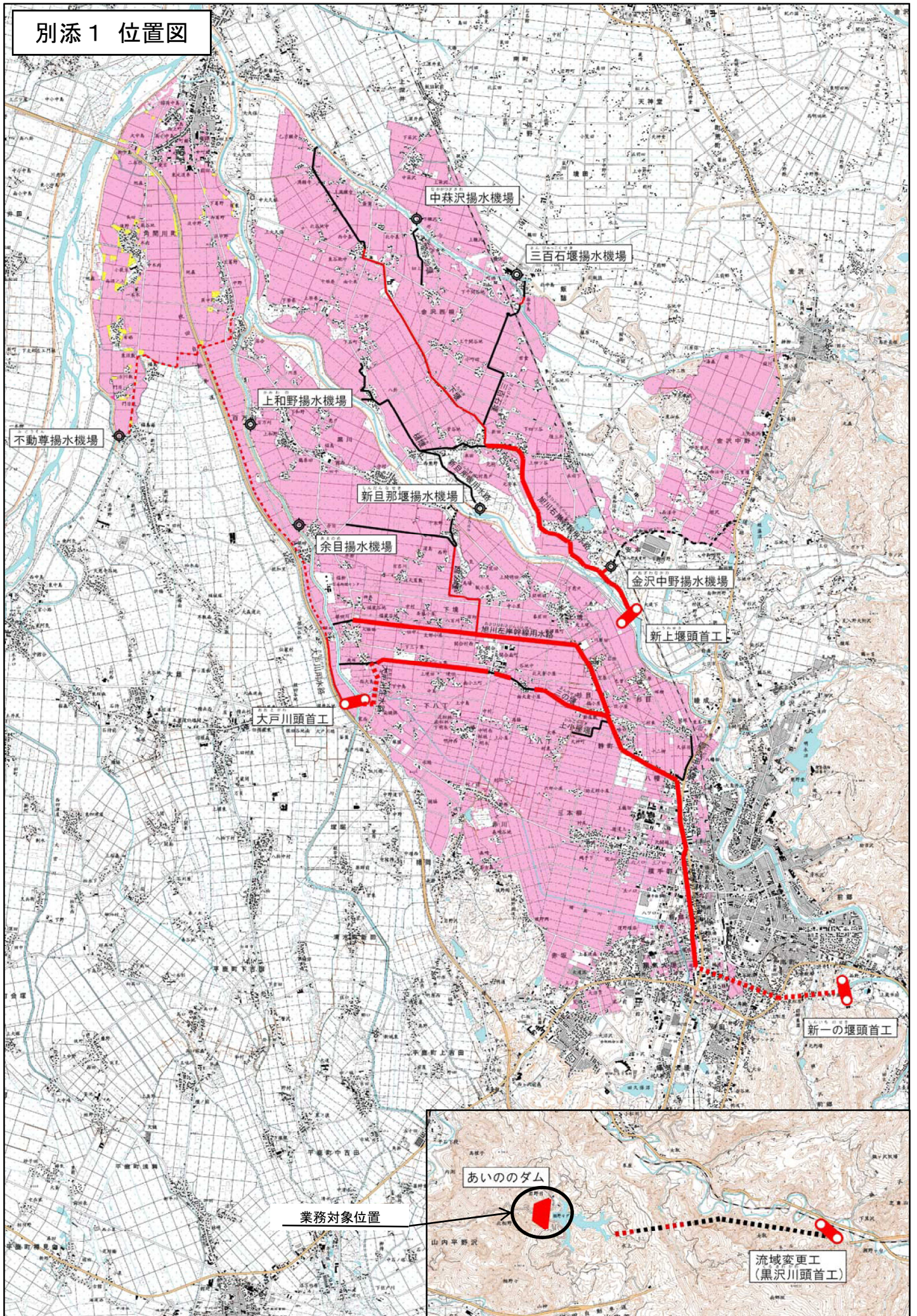
（定めなき事項）

### 第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



# 別添1 位置図



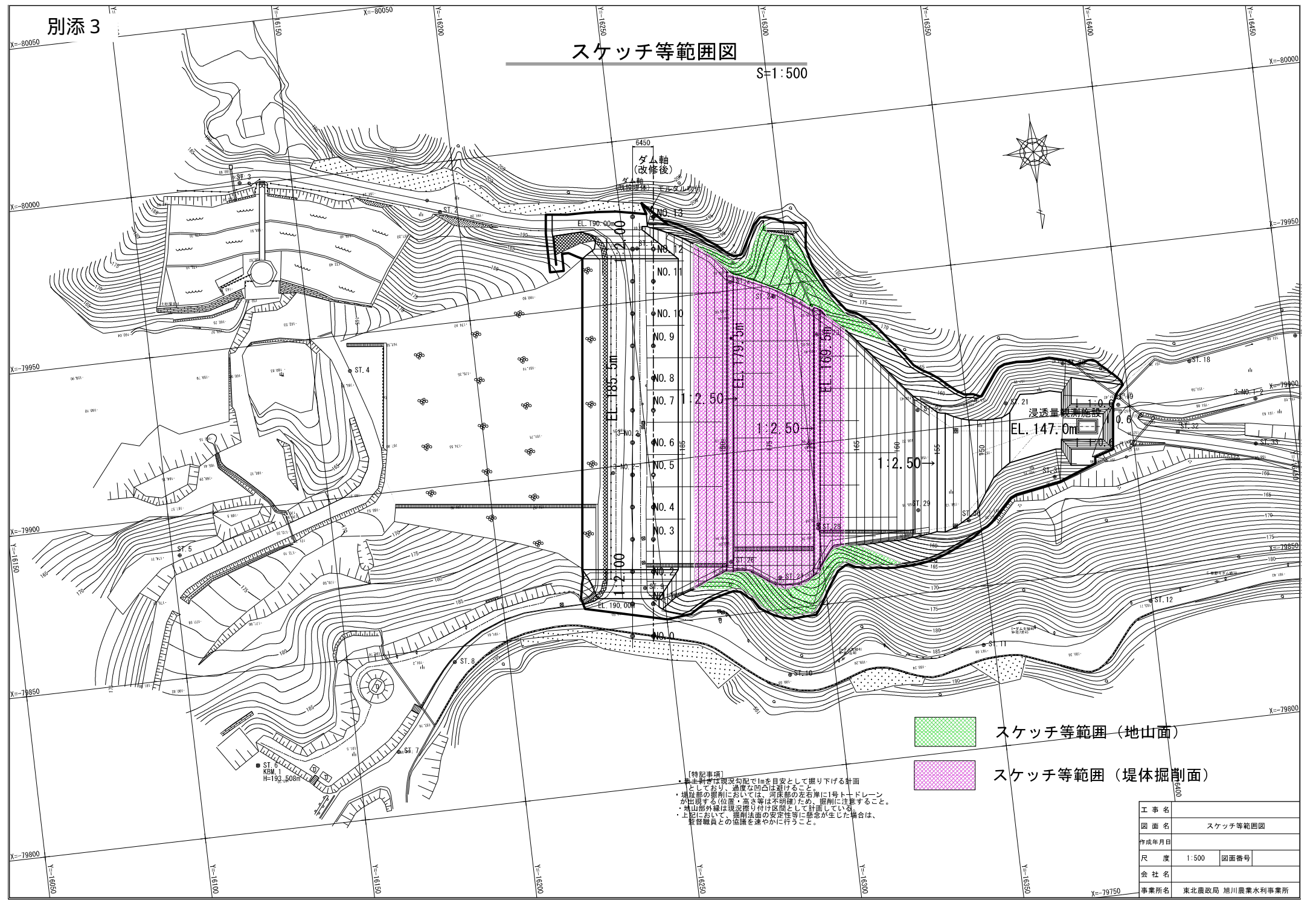
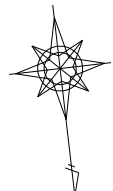


別添2「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 準備作業		
1-1 現地調査	検討に必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の把握及び作業計画の立案	既存の調査・設計資料(地質、土質、既存実施設計、施工計画、ダム検査資料、ダム技術検討委員会資料等)を把握し、作業計画を立案する。	○
2 ダム堤体の観測計器挙動計測結果の分析・評価		
2-1 施工管理結果のとりまとめ	ダム施工請負業者の施工管理結果を用いて、評価、分析、レポート作成を行う。	○
2-2 堤体観測結果の分析・評価	ダム施工請負業者が回収、計測、整理した堤体内水位計、堤体表面変位及び浸透量計測データを用いて履歴図、相関図を作成し、施工中のダムの安全性について評価する。	
2-2-1 堤体内水位計	履歴図、相関図の作成及び分析、評価を行う。	○
2-2-2 表面変位計	履歴図、相関図の作成及び分析、評価を行う。	○
2-2-3 浸透量	履歴図、相関図の作成及び分析、評価を行う。	○
3 ダム基礎地盤判定資料のとりまとめ		
3-1 ダム基礎地盤スケッチ及び岩級区分図作成	腹付盛土範囲の掘削面岩盤及び堤体掘削面スケッチの実施並びに岩級区分の判定を行い、スケッチ図及び岩級区分図を作成する。 スケッチ等の対象範囲は、地山面として850m <sup>2</sup> 、堤体掘削面として4,100m <sup>2</sup> とする。	○
3-2 資料のとりまとめ	ダム基礎地盤判定に必要な資料のとりまとめを行う。	○
4 農業用ダム技術検討委員会の資料作成	農業用ダム技術検討委員会の検討資料を作成する。(1回) 検討事項は、次のとおりである。 ・R3年度ダム技術検討委員会に対する検討整理	○
5 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
6 点検とりまとめ	各項目の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

# スケッチ等範囲図

S=1:500



スケッチ等範囲 (地山面)



スケッチ等範囲 (堤体掘削面)

【特記事項】  
 ・本計画は現況勾配で1mを目安として掘り下げる計画としており、過度な凹凸は避けること。  
 ・掘削部の掘削においては、河床部の左右岸に1号トドレーンが出現する(位置・向き等は不明確)ため、掘削に注意すること。  
 ・地山部外縁は現況掘り付け区間として計画している。  
 ・上記において、掘削法面の安定性等に懸念が生じた場合は、監督職員との協議を速やかに行うこと。

工事名	スケッチ等範囲図	
図面番号	スケッチ等範囲図	
作成年月日		
尺度	1:500	図面番号
会社名		
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所	